

第1 監査の請求

1 請求人

略

2 請求書の提出

平成25年3月29日

3 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『第1. 事実等

詳細は別紙記載のとおりであるが、高槻市立榎田小学校のある教員が、平成23年度に法定研修である「初任者研修」に出席する際、「旅行命令簿兼旅行明細書」には、高槻市営バスやJR、阪急バスを使用したとしているが、バスの発車時刻等からして、現実的には研修に出席するのは不可能であり、実際には自家用車を使用したと考えられることから、バス代や電車代を詐取した疑いがあることが分かった。

また、その他の教員についても、自家用車で学校まで出勤し、その日の研修等にはバスや電車で行って、自家用車を学校に置いていたにもかかわらず、翌日の出勤時にはバス等の交通費を請求していないことから、上記同様、実際には自家用車を使用して研修等に参加したと考えられ、バス代や電車代を詐取した疑いがある。

仮に、バス等を使用していたのだとしても、初任者研修を受けていた職員は、自家用車での通勤が認められており、研修会場であった高槻市の教育会館や教育センターは、ほぼ帰路上にあったのであるから、通勤経路との距離の差（請求者の計算では約4km）の分だけガソリン代（37円×4km＝148円）を支給すればよかったのであり、バス代・電車代（540円＋170円＋210円＝920円）を支給したのは違法不当な過払い（差額は774円）といわざるをえない。

なお、「旅行命令簿兼旅行明細書」は校長が決裁している。

2 違法性

上記のとおり、実際にはバスや電車を使用していないのであれば、その費用を詐取・横領していたことになるし、使用していた場合でも、自家用車使用の場合と比較して高い場合には、旅行費用の違法不当な過払いといえる。

3 大阪府の損害

校長等教職員は、府費負担職員であり、その旅行の費用は大阪府が負担している。したがって、詐取・横領され、あるいは過払いされた当該費用は大阪府の損害である。

第2. 監査の請求

上記のとおり、高槻市立榎田小学校における旅行費用には詐取横領が疑われるもの・過払いがあるものがあり、それによって府の財政に損害が生じ、あるいは生じるおそれがあることは明らかである。

よって、請求人は、地方自治法第242条第1項に基づき、当該旅行費用の差止め、

ならびに当該旅行費用相当額の返還請求・損害賠償請求を怠る事実の違法確認を勧告することを求める。また、関係人、関係職員、関係団体、決裁権者、専決権者、校長、高槻市教育委員会、その他の責任者それぞれに対し、不当利得返還請求または損害賠償請求することを勧告することを求める。

(別記)

旅行の費用に係る公文書を見ただけでは、当該教員が、実際には自家用車を使用していたということは、住民が相当な注意力をもってしても分かるはずがない。したがって、正当な理由がある。請求人が知ったのは平成25年2月である。』

事実証明書

- ・ 平成25年3月28日の高槻市議会における請求人の一般質問のうち本件に関する部分の要旨
- ・ 旅行命令簿兼旅行明細書
- ・ 地図
- ・ 「子どもたちの下校時の安全確保について（お願い）」
- ・ 平成23年度 初任者研修出席簿
- ・ 平成23年度 高槻市初任者指導計画（校内研修）
- ・ 平成23年度 高槻市小中学校初任者研修年間計画表
- ・ 平成23年度 学校経営研修実施要項
- ・ 平成23年度 学校経営研修出席簿
- ・ 平成24年度 初任者研修出席簿
- ・ 平成24年度 高槻市初任者指導計画（校内研修）
- ・ 平成24年度 高槻市小中学校初任者研修年間計画〈校外研修〉
- ・ 平成24年度 学校経営研修実施要項
- ・ 平成24年度 学校経営研修出席簿

第2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求のうち、高槻市立榎田小学校（以下「榎田小学校」という。）のA教諭（以下「当該教諭」という。）に対する平成23年5月17日の旅行に関する部分については、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め受理することとした。

なお、請求人は、榎田小学校の教職員の平成22年度から平成24年度までの旅行について、「詐取横領が疑われるもの・過払いがあるものがある」として、監査を求めているが、請求人が単に疑念を抱いていることの表明に過ぎず、個別の旅行について、その違法性・不当性を具体的に指摘しているものではないので、当該部分については却下する。

2 請求人の陳述

(1) 法第242条第6項の規定により、平成25年4月26日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人からは請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。

- ・ 今回の住民監査請求は、請求書に記載のとおり、高槻市立樫田小学校の教員の旅費の詐取あるいは過払いについてのものであります。
- ・ 住民監査請求に至った経緯ですが、先ほど提出しました平成24年12月4日付けの高槻市議会の会議録に記載のとおり、平成24年2月20日に、高槻市教育委員会に対して、小中学校・幼稚園に勤務する者の出張に係る内容、経路、費用に関する文書のうち、平成22年度と23年度分を情報公開請求したことがこの件のはじまりです。
- ・ このように情報公開請求はしたんですが、情報公開の担当課から、高槻市の全ての小中学校・幼稚園が対象だと、文書が大量になりそうですので考えていただけませんかと言われてまして、では、一番枚数が少なそうな、高槻市の学校で一番小さい、樫田小学校の分だけでいいですよと、協力をし、請求内容を補正しました。
- ・ そうして、文書が開示されたんですが、それだけを見たら、別におかしなところはありませんでした。
- ・ しっかりとやっているなという感じがして、それで終わったわけですが、平成24年12月4日の高槻市議会本会議で、日教組系の教職員の団体が支持基盤であるB議員が、私の情報公開請求によって、学校現場は大変だった、職員の方がコピーに追われて大変だったと、コピーに要した人件費まで高槻市教育委員会に議会で答弁させる、ということがありました。
- ・ 私としては、情報公開請求を縮小するというかたちで補正して、高槻市教育委員会に協力したつもりなのに、それをそんなふうに取り上げるというのは、大変心外でした。
- ・ 私が所属する総務消防委員会で、そこで改めて、小中学校・幼稚園を含めて全校の出張に関する文書を情報公開請求したら、私の請求は権利の濫用になるのか、コピーの枚数はどれだけになるのか、情報公開全体に係る人件費はどれほどなのかと質問したんですが、仮定の質問だから答えられない、費用に関しては把握していないという答弁で、私に対してはまともに答えてくれませんでした。
- ・ 情報公開に係る文書のコピーも、勤務の時間の合間でできることも多いと思います。それによって人件費がまるまる別途かかったとも考えられません。高槻市教育委員会が、私の質問にはまともに答えずに、B議員の質問に対しては具体的にコピーの枚数8万5,726枚とか人件費245万1,488円という1円単位の数字を出したのは、これは私に対するいやがらせ的な威嚇効果というか、私に対する悪い印象を市民に与えようとか、そういう意図があったのではないかと感じました。
- ・ そういうことをなぜ、高槻市教育委員会がしたのか。私に対して威嚇をするような行為をするということは、もしかすると旅費に関してごまかしをしているので、それにこれ以上触れられたくないからかもしれない、ということで、逆に、

もうちょっと調べてみようと考えました。そして榎田小学校の教員の旅費に関する文書を情報公開請求しました。それによって開示されたのが、提出させていただいた文書です。段ボール一杯分あったと思います。

- そしてそれらをもとに、いろいろと調べてみました。平成23年度に4年生の担任だったA先生が初任者研修に出席したことについて、研修が2時から5時ぐらいまでであることや、榎田小学校は山奥にあるので、バスの本数が少ないのですが、バスの時刻表に照らしてみると、どう考えてもA先生は、市バスでは間に合わないということが分かりました。4年生の授業が終わってからバスに乗ると、5時になりますが、5時には研修が終わっています。今日はバスの時刻表を提出しましたが、授業を終えてからバスで研修に向かったのでは、研修にはどう考えても間に合わない。
- もし研修に間に合ったのなら、授業を誰かに代わってもらったのかもしれないと考えて、他の教職員に授業を代わってもらったり、授業を自習にしたりしたことが分かるような記録を出してください、と情報公開請求しようとしたところ、「授業代行計画表」があるということで、これを情報公開請求しました。しかし、授業代行計画表は、随時破棄しているため存在しないということで、非公開決定が高槻市教育委員会によってされたんです。つまり、授業を代わってもらった公式な記録は、ない。なぜだか廃棄されているというわけです。授業代行計画表は、公文書で、1年間保存しなければならないこととされています。公文書を破棄することは、刑法に触れると考えますが、しかし、非公開理由にそうしたことを書いてきた。
- もしかしら、授業を代わってもらっているのかと考えて、榎田小学校の保護者や関係者に話を聞きましたが、授業を代わってもらったことはないはずだということでした。少なくとも、頻繁に代わったことはない。実は、他の先生も、研修や出張には車で行っているという話も聞きました。そのことがわかったのは平成25年2月ごろですので、正当な理由があると考えます。
- 証言がとれたので、平成25年3月28日の高槻市議会でも質問してみましたが、高槻市教育委員会からは、明確な答弁はありませんでした。
- 小学校の教員は、校長も含め、自家用車での通勤が認められているということです。学校に車で出勤して、その後、バスや電車で研修や出張に行って、そのまま帰宅しました、というふうに、記録では書いてありますが、次の日の出勤はどうするのでしょうか。電車やバスで出勤できないから、自家用車での通勤が認められているのではないのでしょうか。電車やバスで出勤できるなら、自家用車での通勤を認めること自体おかしいということになります。保護者の証言に照らしても、やはり、研修や出張にバスや電車を使わずに、車で行ったと思います。それを決めた校長も、自家用車で通勤していたわけですから、事情は身をもって分かっていたはずですよ。ですから校長の責任は重いと思います。
- このように、榎田小学校については、明らかにおかしいので、虚偽公文書作成に当たるのかどうか、榎田小学校をしっかりと調べていただきたいですし、今後は

ちゃんと実態に合わせた形で、旅費に関する文書を作成するように指導していただきたいと思います。高槻市教育委員会はこれまでいろいろおかしなことをやってきましたし、高槻市の他の学校の教員も、同じことをしている可能性があります。

- ・ B議員の議会発言によると、高槻市内には学校が合わせて59校あって、各校で教員の旅行命令簿兼旅行明細書のコピーをして、その8万5,726枚が、高槻市教育委員会に集約されているとのこと。そこには、おかしなものが出てくるのではないのでしょうか。これについても是非調べていただきたいと思います。高槻市全体は、請求の趣旨に含めませんが。
 - ・ ただ、高槻市教育委員会は、1年前に、榎田小学校のC校長が中抜けした事件で明らかになったと思いますが、C校長をかばうような報告書をあげてきたりしましたから、偏った見方をして、高槻市教育委員会に調査をまかせると、公正な調査をしない可能性が極めて高いと考えられます。ぜひ、高槻市教育委員会には調査をさせず、大阪府の監査委員の皆さんや大阪府の教育委員会の皆さんで、調査をしていただくことを要望します。
- (2) 平成25年4月26日付けで請求人から証拠書類として、以下の書類の提出があった。
- ・ バス時刻表（榎田地区線）
 - ・ 榎田小だより（平成22（2010）年4月号）
 - ・ 平成24年第5回高槻市議会定例会会議録（平成24年12月4日（火曜日））
 - ・ 総務消防委員会記録（平成24年12月7日（金））

3 監査対象事項

当該教諭に対して支給された旅費（旅行年月日：平成23年5月17日、支給年月日：同年6月17日、支給額：920円）は、違法又は不当な公金の支出に該当するか。

4 監査対象部局

大阪府教育委員会

第3 監査対象部局の陳述

- 1 監査対象部局である大阪府教育委員会に対し、平成25年4月26日に陳述の聴取を行ったところ、以下の内容の陳述がなされた。
 - ・ はじめに、旅費の支給の根拠となる法律・制度から説明します。
 - ・ 大阪府が給与を負担している教職員を「府費負担教職員」とします。
 - ・ 府費負担教職員の旅費負担について説明します。
 - ・ 市町村立学校については、学校教育法第5条の規定により、設置者である市町村がその学校の経費を負担することが原則となっています。
 - ・ その例外として、給料その他の給与は、市町村立学校給与負担法第1条により都道府県が負担するものとされています。教職員の旅費についても大阪府が負担しているところです。

- ・ なお、府費負担教職員の服務監督については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条によって、市町村教育委員会が服務を監督することとされています。出張、休暇その他サービスの処理に関することは学校長の専決事項となっています。
- ・ 旅費の支出に際しては、昭和40年10月22日大阪府条例第37号、職員の旅費に関する条例、これを受けて、職員の旅費に関する条例の運用について、職員の旅費に関する規則、旅費の支給についてなどの通知・規則等に基づき手続を行っているところ です。
- ・ 次に、旅費の支給手続について説明します。
- ・ 出張、これからの説明では「旅行」とします。
- ・ 旅行命令を行う権限のある者、これからの説明では「旅行命令権者」と説明します。
- ・ 旅行命令権者は市町村立学校の場合、各市町村の規則で定められており、学校長の専決事項となっています。高槻市においても同様です。
- ・ 旅行命令権者たる学校長が旅行の必要性、予算等を確認の上、旅行命令を行います。旅行の経路や要する金額等を記入するための「旅行命令簿兼旅行明細書」という用紙に、旅行者はその旅行に利用する公共交通機関や必要となる金額を記入し、学校長の決裁を得ます。
- ・ これをもとに、事務担当者は提出のあった旅行命令簿兼旅行明細書に誤りがないか確認をした上で、旅費システムに入力し支給事務を行います。
- ・ 学校長は入力し作成された旅費請求一覧と旅行命令簿兼旅行明細書を確認し、誤りがなければ請求一覧に確認印を押印します。旅行命令簿兼旅行明細書は学校が保存しています。
- ・ 以上が、各学校での事務処理です。
- ・ 次に、大阪府教育委員会学校総務サービス課の事務処理を説明します。これからの説明では「学校総務サービス課」とします。
- ・ 各学校で事務担当者によって旅費システムに入力された当月の出張実績を、翌月の5日から8日ごろの一定の日に学校総務サービス課で集計処理を行い、給与の支給日である毎月17日に支給しています。
- ・ 学校総務サービス課としては、支出手続時には、当然のことですが、各学校からの入力データは適正に旅行命令がされ、旅行命令簿兼旅行明細書に記載された交通機関の利用経路により、旅行がおこなわれているという認識で支給事務を行っています。
- ・ 次に、請求人が、旅行費用に関して、大阪府は過払いを行っているという主張していることに関して説明します。
- ・ 事実の確認を高槻市教育委員会を通じて行いました。当時の学校長は既に退職していることから、教頭等から聞き取りをしたということです。
- ・ その内容ですが、当時の学校長は、研修時間に間に合わないため、当該教員に自家用車使用による旅行を口頭により命令したが、旅行命令簿兼旅行明細書の記載は公共交通機関を利用する申請をするよう指導を行っていた、また、当時の学校長は

自家用車使用で旅費を請求できるのは、広範囲に及ぶ家庭訪問や急病人の搬送、物品の搬送などの用務の場合であるので、今回のような研修時間に間に合わないための自家用車使用による旅行では、旅行命令は「自家用車使用」は行っても、旅費請求は「公共交通機関利用」の申請で行うものと認識していた、とのこと。

- このため、当該教員は学校長の指示により、旅行命令簿兼旅行明細書には公共交通機関の利用とする記載を行い、実際は自家用車による旅行を行っていたことが確認できました。また、当該教員は自家用車による通勤認定がされていることも、併せて確認しました。
- 次に、大阪府教育委員会としての自家用車使用による旅行についての考え方を説明します。
- 大阪府教育委員会は、教職員による交通事故の防止について万全の措置を講じる観点から、自家用車の公用使用については、「緊急やむを得ない場合を除いては、自家用車の公用使用は認めない」としており、市町村教育委員会に対しても通知を行っています。ただし、実際に自家用車による旅行を認めるかどうかは旅行命令権者たる学校長の所管事項となっています。
- 自家用車の旅行は、原則、認められていませんが、特別に学校長が緊急やむを得ないと認める場合、例えば、重い荷物がある場合、また、急病人やけが人を搬送する場合、授業により研修開始時間に間にあわない場合などがあります。
- 次に、大阪府教育委員会における自家用車による旅行の旅費支給の計算方法について説明します。自宅から直接用務先に行く場合、これからの説明では「宅発」とします。用務先から直接自宅へ帰る場合、これからの説明では「宅着」とします。
- 自家用車を使用する旅行の場合は、宅発、宅着であっても、その路程は勤務地である学校と用務先を往復した場合と同様の扱いとして計算を行います。距離数は、1キロメートル未満を切り捨てます。その距離数に単価37円を乗じて計算します。この取扱いは旅費の支給に関する運用によるものです。
- この取扱いとする理由につきましては、さきにも述べたように、自家用車使用による旅行は特別に学校長が緊急やむを得ない場合に認めたものであり、このような旅行命令ではその性質上、復命または荷物の返却などのために帰校させる必要が多い状況にあることからです。
- また、小中学校の場合は、僻地や遠隔地にある学校も多く、そのような学校では緊急やむを得ない理由で自家用車使用による旅行もある程度の件数があります。学校では、緊急やむを得ない理由で自家用車使用を行った場合に備え、あらかじめ各用務先ごとの路程を計測した一覧表などを作成し、効率的な事務処理を行っているところもあります。このような観点から勤務地である学校と用務先を往復した場合と同様の扱いとして距離数計算を行っています。
- 次に、通勤認定を行うために算定された経路と重複する旅行経路があっても、その区間を除算しない取扱いをしています。その理由は、自家用車による通勤を認定された者は、通勤手当算定のため経路の距離を計算し、通勤手当額を算出していますが、それはあくまでも手当算出のための経路であり、その利用経路についてまで

具体的に認定されているものではないためです。このような取扱いをすることについては、学校長の研修、事務職員の研修において周知しているところです。

- ・ 請求人の主張との相違点ですが、今回、請求人は、自家用車での通勤が認められており、研修会場であった高槻市の教育会館は、ほぼ帰路上にあったのであるから、通勤経路との距離の差である約4キロメートル分だけ旅費を支給すればよかつたのであり、バス代等を支給したのは違法不当な過払いと主張されています。今、説明しましたように、現行の制度による取扱いでは、本件の場合、学校と教育会館の往復距離である34キロメートルに37円をかけた1,258円となります。
- ・ また、自家用車を使用した場合に、通勤経路区間を除算して旅費支給する適用も、先ほど説明したとおり、ありません。
- ・ 以上のとおり、本件については、既に920円支給されていますので、今後、現任の学校長からの請求に基づき旅費の不足額である338円を支給することとなりますので、大阪府の過払いではないと考えています。

2 大阪府教育委員会の陳述に対して、請求人から以下の意見があった。

- ・ 大阪府教育委員会の説明を聞きましたが、やはり、虚偽の公文書の作成をしていた、バス代や電車代を詐取していたと考えざるを得ません。
- ・ 校長が、口頭では、自家用車を使いなさいと命令したけれども、文書では、公共交通機関を使ったと書きなさいと言っていた、ということとなると、校長の責任になります。A先生は初任者なので、自分でこのようなことを思いつくはずはありません。やはり校長の責任だったと思います。ですから、校長の責任は重い。
- ・ 授業代行計画表を破棄することは、公文書破棄罪、刑法に触れるようなことだと思います。これもあわせて、校長の責任は重いと考えます。
- ・ 過払いについて、通勤経路と旅行経路が重複しても、除算しない、ということでした。これは、請求人の主張は間違いだ、ということだと思いますが、私はこれは逆に現実的でないと思います。車で行って帰るのに、その途中で研修先があれば、それは、別途旅費を考えるのではなく、除算するのが普通だと思います。
- ・ これは、大阪府の硬直化したルールが現実的でないと思います。常識的に、二重払いになっているような場合は、ルールがおかしいと思います。このようなルールは変えていただきたい。
- ・ 私の、教師をしている友人に聞いたところ、電車の本数が少なく、車を使わないと1日でまわれない用務もあるので、車を使っても、ルール上電車を使ったことにするのは仕方がないんだ、ということでした。しかし、私が、この先生の場合は、用務先が自分の通勤経路上にあるんだ、と言ったところ、その友人は、それは許されない、と言いました。同じ教師でも、おかしい、と考えているわけです。
- ・ ルールの方を現実に即したかたちにすることも、この機会に必要なのではないかと思います。
- ・ 校長の裁量で、緊急やむを得ない場合には、自家用車の使用を認めることができるということですから、僻地に学校がある場合は、やむを得ない場合に当たるとい

うことで、校長が自家用車の使用を認めることができたと思います。校長の責任は免れないと思います。

- ・ 損害賠償等については、教育委員会から発言がありませんでしたが、これは、校長に賠償請求したかもわからない事案だったと思います。

第4 監査の結果及び判断

1 事実関係

(1) 府費負担教職員の給与等負担について

市町村立学校職員給与負担法第1条の規定により、市町村立の小学校及び中学校等の教職員の給料、諸手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費は、都道府県が負担することとなっており、榎田小学校の教職員は、当該規定により府が給与等を負担する府費負担教職員である。

(2) 旅行命令権者について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第1項の規定により、市町村の教育委員会が府費負担教職員のサービスを監督することとされており、榎田小学校の府費負担教職員に対する旅行命令権は高槻市教育委員会にある。

なお、高槻市立小中学校管理運営規則第5条の規定により、校長及び所属職員の出張、休暇その他サービスの処理に関することは、校長の専決事項とされている。

(3) 旅費支給の根拠について

府費負担教職員の旅費については、職員の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）、「職員の旅費に関する条例の運用について（通知）」、職員の旅費に関する規則及び「旅費の支給について（通知）」等の規程に基づき支給されている。

(4) 当該教諭に対する旅行命令について

当時の榎田小学校の校長（以下「当該校長」という。）が、口頭で、当該教諭に対して、平成23年5月17日に高槻市教育会館（以下「教育会館」という。）で行われた初任者研修に出席するため、自家用車で、榎田小学校から教育会館、教育会館から自宅の経路により旅行を命令したが、旅行命令簿兼旅行明細書の記載はバス・電車を利用する経路とするよう指示した。

大阪府教育委員会が高槻市教育委員会から事情聴取を行い確認したところ、当該校長がこのような事務処理を行ったのは、自家用車の旅行は原則認められておらず、特別に校長が緊急やむを得ないと認める場合に限り認められているところ、用務が研修等の場合は、自家用車による経路は認められないと誤解していたためとのことである。

(5) 当該教諭に対する旅費の支給について

上記(4)に係る旅費として、平成23年6月17日、当該教諭に対してバス・電車を利用した経路に基づき計算された920円が支給された。

2 判断

請求人は、榎田小学校における旅費には、詐取横領が疑われるもの・過払いがある

ものがあるとして、旅費の返還請求、損害賠償請求等、本府の損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求めているので、この点について判断する。

(1) 旅行命令及び旅費支給について

旅行命令権者である当該校長は、当該教諭に対して口頭により自家用車による旅行命令をしながら、一方で、旅行命令簿兼旅行明細書には、公共交通機関を利用する経路を記載させていた。

また、旅費については、旅行命令簿兼旅行明細書に記載された経路に基づき計算されたため、当該教諭に対して、実際の旅行経路とは異なる経路に基づく旅費が支給された。

このように、旅行命令が口頭と書面で二重になされたことや、実際の旅行経路とは異なる経路に基づく旅費が支給されたことは、旅費条例に反していると認められる。

(2) 旅費に過払いがあったかどうかについて

当該教諭に支給された旅費は、榎田小学校から用務先までのバス代540円、用務先から自宅までの電車代170円及びバス代210円の合計920円である。

実際の経路である、自家用車を使用した場合の旅費は、1キロメートルあたり37円の単価に、榎田小学校から用務先までの往復距離である34キロメートルを乗じて得た1,258円となる。

なお、旅費の支給に関する運用によれば、自家用車を使用した場合の旅費の計算については、自宅から直接用務先に行く場合又は用務先から直接自宅へ帰る場合、いわゆる宅発、宅着の旅行であっても、その路程は勤務地と用務先を往復した場合と同様の扱いとして距離数（1キロメートル未満切り捨て）の計算を行い、その距離数に単価37円を乗じて計算している。

このような旅費の計算方法は、ただちに不合理であるとは認められないから、旅費の過払いがあったとはいえない。

ただし、公共交通機関を利用した旅行については、宅発、宅着の場合は自宅を起点又は終点として旅費が計算されていることに照らして、自家用車を使用した場合の旅費の計算について、大阪府教育委員会において、今後の取扱方法を検討する必要があるものと考えられる。

3 結論

以上のとおり、本件について、大阪府知事が違法又は不当に旅費の返還請求等を怠っているという請求人の主張には理由がない。

よって、請求人の請求を棄却する。

第5 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を付す。

- ・ 榎田小学校において、当該校長の誤解により誤った旅行命令がされていたことから、当該校長の在任中、他にも口頭での旅行命令の内容と、旅行命令簿兼旅行明細書に記

載された事項が異なっていた事実がないか、大阪府教育委員会において調査し、必要な措置を講じられたい。